

県国民健康保険運営方針に基づく取組みについて

番号	項目	運営方針の内容（抜粋）	取組状況															
①	保険料（税）収納率の目標等	<p>第3章 2（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国平均の収納率（現年度分）の上昇ポイントを踏まえ、本県の平均収納率（現年度分）を毎年度 0.4 ポイント上昇させることを目標として市町村と調整します。 ・県は各市町村の収納率向上を図るため、収納率目標を設定・公表することとします。 	<p><R3実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員への研修の実施 ・収納率向上対策アドバイザーの活用 ・適正な滞納処分の手続きを定めた「収納事務ガイドライン」の策定 <p><R4取組予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記取組の継続 <p>【収納率の目標値・実績値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>94.65%</td> <td>94.55%</td> <td>95.02%</td> <td>95.52%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>93.71%</td> <td>94.24%</td> <td>94.64%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	R4	目標	94.65%	94.55%	95.02%	95.52%	実績	93.71%	94.24%	94.64%	—
	R1	R2	R3	R4														
目標	94.65%	94.55%	95.02%	95.52%														
実績	93.71%	94.24%	94.64%	—														
②	医療費水準地域差要因分析等事業の推進	<p>第5章 1（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、KDBシステム及びNDBシステムを活用し、医療費水準の地域差に関する要因分析（見える化）を進めます。 ・その上で、岐阜県国民健康保険団体連合会と連携して、各市町村における効果的・効率的な取組について技術的助言を行います。 	<p><R3実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・可視化ツールのデータ更新 ・市町村等対象説明会・意見交換会を開催 ・可視化ツールの有効活用に向けた市町村への技術的助言 <p><R4取組予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記取組の継続 ・市町村等対象 5 圏域別説明会・意見交換会を開催 ・個別市町村との意見交換 															

番号	項目	運営方針の内容（抜粋）	取組状況
③	県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進	<p>第5章 2（5）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、市町村における取組の実施状況をフォローし、技術的助言を行うとともに、岐阜県医師会や岐阜県糖尿病対策推進協議会等と県内市町村の取組み状況を共有するなど連携し、市町村における円滑な取組みの実施を支援します。 <p><主な取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> 岐阜県糖尿病対策推進協議会における情報共有 	<p><R3実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> プログラム伝達講習会、推進セミナーを開催 プログラム連携会議（地域医師会単位）を開催 関係者向けプログラム紹介動画の作成（※いずれも県糖尿病対策推進協議会と連携） <p><R4取組予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 上記取組の継続 県民向け啓発動画の作成（※いずれも県糖尿病対策推進協議会と連携）
④	特定健診等の効果的な市町村支援	<p>第5章 2（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、市町村の特定健康診査・特定保健指導の実施率向上の取組と効果的な実施のための支援を行います。 <p><主な取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査・特定保健指導に関する情報の収集、提供 特定健康診査・特定保健指導の県民への受診啓発 特定健康診査・特定保健指導結果データ及び医療費分析の実施 特定健康診査・特定保健指導の従事者に対する人材育成 	<p><R3実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 県国保ヘルスアップ支援事業において、特定保健指導の現状把握や効果検証等が可能な帳票を保険者単位で作成し、特定保健指導の利用促進を図った。 <p><R4取組予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 県国保ヘルスアップ支援事業において、県内市町村における特定健診等の現状を把握し、受診率等の向上を阻害する要因と課題を明らかにすることで、健康の保持増進を促進

番号	項目	運営方針の内容（抜粋）	取組状況																
⑤	後発医薬品の使用促進	<p>第5章 2（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村においては、被保険者の負担軽減にも繋がる後発医薬品の使用を促進することが必要であると考えています。 <p><主な取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品を使用した場合の自己負担差額通知の実施 後発医薬品希望カードの配布 	<p><R3実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品安心使用セミナーの開催 後発医薬品の安心使用に係る広報（新聞広告、バス車内広告）（中止） 後発医薬品安心使用協議会の開催（中止） 保険者協議会による医療機関個別訪問 <p>（※いずれも県後発医薬品安心使用促進協議会・県保険者協議会と連携）</p> <p><R4 取組予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品安心使用セミナーの開催 後発医薬品の安心使用に係る広報（新聞広告、バス車内広告） 後発医薬品安心使用協議会の開催 保険者協議会による医療機関個別訪問（継続） <p>（※いずれも県後発医薬品安心使用促進協議会・県保険者協議会と連携）</p> <p>【後発医薬品使用率（県全体・国保平均）】</p> <p>H30.9月～R3.9月診療分</p> <table border="1" data-bbox="1189 927 2040 1038"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30.9</th> <th>H31.3</th> <th>R1.9</th> <th>R2.3</th> <th>R2.9</th> <th>R3.3</th> <th>R3.9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>70.4%</td> <td>72.3%</td> <td>72.3%</td> <td>75.1%</td> <td>76.1%</td> <td>77.4%</td> <td>77.3%</td> </tr> </tbody> </table>		H30.9	H31.3	R1.9	R2.3	R2.9	R3.3	R3.9	実績	70.4%	72.3%	72.3%	75.1%	76.1%	77.4%	77.3%
	H30.9	H31.3	R1.9	R2.3	R2.9	R3.3	R3.9												
実績	70.4%	72.3%	72.3%	75.1%	76.1%	77.4%	77.3%												
⑥	事務の標準化・統一化	<p>第6章</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の事務の実施方法、基準等の標準化・統一化について、県、市町村及び岐阜県国民健康保険団体連合会は、引き続き協議を行います。 <p><主な取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の資格管理に関する業務の標準化 被保険者証の交付方法の統一化 <p>（被保険者証と高齢受給者証の一体化を含む）</p>	<p><R3実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・2021年8月一斉開始に向けて、市町村が一体化に要した費用への財政支援 ○収納事務ガイドライン作成の継続 ○標準事務処理マニュアルの作成の継続 ・被保険者の資格管理、給付に関する業務の標準化 <p><R4 取組予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納事務ガイドラインの作成の継続 																

		<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理方法の標準化 	<ul style="list-style-type: none"> ○標準事務処理マニュアルの作成の継続 ○事務の標準化・簡素化の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費の支給申請勧奨事務 ・高額療養費支給申請手続の簡素化 ○県繰入金（2号分）の交付メニューの見直し <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ減免に要した費用に対する交付 ・各メニューへの配分額の見直し ○後発医薬品の差額通知の対象条件の見直し ○市町村事務処理標準システムの導入の検討 																								
番号	項目	運営方針の内容（抜粋）	取組状況																								
⑦	保険者努力支援制度	<p>第5章</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度までに、保険者努力支援交付金（県分）のすべての評価指標が全国平均並み以上になることを目指して取り組んできましたが、評価点数は向上したものの、全国平均並みには至っていません。 ・今後は、医療費の適正化に対する市町村の取組を一層促進するために、県繰入金（2号分）の活用及び保険者努力支援交付金（県分）を再配分するなどのインセンティブ強化のための方策についても検討することとします。 	<p><R3実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村提出書類のチェック及びアドバイス等の支援の継続 ・事業費連動分の取組強化に向けた県事業の充実及び市町村事業支援 <p><R4取組予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村提出書類のチェック及びアドバイス等の支援の継続 ・事業費連動分の取組強化に向けた県事業の充実及び市町村事業支援 <p>【交付額】</p> <p>県分及び市町村分の獲得金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>6.5 億円</td> <td>7.1 億円</td> <td>7.4 億円</td> <td>11.4 億円</td> <td>9.5 億円</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>7.6 億円</td> <td>8.4 億円</td> <td>8.6 億円</td> <td>8.9 億円</td> <td>8.2 億円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>14.1 億円</td> <td>15.6 億円</td> <td>16.0 億円</td> <td>20.3 億円</td> <td>17.8 億円</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	R3	R4	県	6.5 億円	7.1 億円	7.4 億円	11.4 億円	9.5 億円	市町村	7.6 億円	8.4 億円	8.6 億円	8.9 億円	8.2 億円	合 計	14.1 億円	15.6 億円	16.0 億円	20.3 億円	17.8 億円
	H30	R1	R2	R3	R4																						
県	6.5 億円	7.1 億円	7.4 億円	11.4 億円	9.5 億円																						
市町村	7.6 億円	8.4 億円	8.6 億円	8.9 億円	8.2 億円																						
合 計	14.1 億円	15.6 億円	16.0 億円	20.3 億円	17.8 億円																						

番号	項目	運営方針の内容（抜粋）	取組状況
⑧	後期高齢者医療制度又は介護保険制度と連携した保健事業の実施	<p>第7章</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、当方針と県が定める保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策を定める諸計画との整合性を保ち、関係機関との連携を図ります。 	<p><R3実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（R2.4.1 施行）の推進に向けた取組み ・市町村長等を対象としたトップセミナーの開催（1回） ・セミナーへの講師派遣（1回） ・関係機関の会議：2回 ・市町村との意見交換会（県内5圏域毎）（5回）に出席 ・市町村への個別ヒアリング（市町村訪問事業）に出席（2回） ・研修会に出席（3回） <p><R4取組予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（R2.4.1 施行）の推進に関する取組み ・関係機関の会議 ・市町村の会議へのオブザーバー参加
⑨	県国民健康保険連携会議の運営	<p>第8章</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、国民健康保険事業を安定的に運営していくため、県、市町村及び岐阜県国民健康保険団体連合会の協議の場として連携会議を設置します。 県は、当方針に関する事項について、必要に応じて連携会議を開催し、市町村等との情報共有及び意見調整等を図ります。 	<p><R3実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携会議及び各作業部会（財政・事務）にて、市町村等との情報共有及び意見調整を行い、保険料水準の統一に向けた検討スケジュールや標準事務処理マニュアルの作成を進めた。 <p><R4取組予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料水準の統一に向けて、連携会議及び作業部会にて市町村等との情報共有及び意見調整を実施予定。